



三重県公報

平成30年12月21日 (金)

号 外

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------|---|---------------------------|-----|
| | 条 例 | | |
| 78 | 知事の給料の特例に関する条例 | (人 事 課) | 4 |
| 79 | 三重県営土地改良事業分担金等徴収条例 | (農 業 基 盤 整 備 課) | 5 |
| 80 | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (都 市 政 策 課) | 8 |
| 81 | 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例 | (畜 産 課) | 12 |
| 82 | 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (医 務 国 保 課) | 13 |
| 83 | 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 | (人 事 課) | 14 |
| 84 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (同) | 20 |
| 85 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | (同) | 24 |
| 86 | 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | (教 育 委 員 会) | 35 |
| 87 | 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | (県 議 会) | 41 |
| | 規 則 | | |
| 85 | 三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則 | (農 業 基 盤 整 備 課) | 44 |
| | 人 事 委 規 則 | | |
| | 三重県人事委員会規則7-9 (職員の宿日直手当に関する規則) の一部を改正する規則 | (人 事 委 員 会) | 52 |
| | 三重県人事委員会規則7-16 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則) の一部を改正する規則 | (同) | 52 |
| | 三重県人事委員会規則7-27 (初任給調整手当に関する規則) の一部を改正する規則 | (同) | 53 |
| | 人 事 委 ・ 教 育 委 規 則 | | |
| 5 | 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | (人 事 委 員 会 ・ 教 育 委 員 会) | 55 |
| 6 | 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | (同) | 56 |
| | 議 会 訓 令 | | |
| 1 | 三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程 | (県 議 会) | 57 |
| 2 | 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程 | (同) | 59 |

公布された条例のあらまし

◎ 知事の給料の特例に関する条例（条例第 78 号）

- 1 障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したことに鑑み、知事の給料を減額するための特例を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県営土地改良事業分担金等徴収条例（条例第 79 号）

- 1 土地改良法の一部改正に鑑み、分担金及び特別徴収金の規定を整備するため、三重県営土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正することとしました。
- 2 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 80 号）

- 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例（条例第 81 号）

- 1 農業災害補償法の一部改正等に鑑み、手数料の額についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 82 号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、病院の施設についての規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 83 号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事の退職手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 31 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 84 号）

- 1 県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずることとしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 31 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 85 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 30 年 10 月 12 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 31 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 86 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 30 年 10 月 12 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 31 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 87 号）

- 1 議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行することとしました。

条 例

知事の給料の特例に関する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十八号

知事の給料の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したことに鑑み、平成三十一年一月一日から同年二月二十八日までの間において、知事の給料を減額するための特例を定めることを目的とする。

(給料の額の特例)

第二条 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日までの間においては、知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)第一条及び知事等の給与の特例に関する条例(平成二十九年三重県条例第四十四号)第二条の規定にかかわらず、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第一条の知事の月額からその百分の三十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十一年二月二十八日限り、その効力を失う。

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十九号

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例

三重県営土地改良事業等分担金徴収条例（昭和三十二年三重県条例第六十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）

第九十一条第一項に規定する分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項に規定する特別徴収金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第二条 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業を除く。以下この条、次条並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）によつて利益を受ける者で、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十八条の四の十一に規定するものから、法第九十一条第一項に規定する分担金を徴収する。

2 県は、前項に規定する者が当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する分担金に代えて、当該土地改良区から当該分担金に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 県は、県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町が、当該市町の区域内にある土地に係る第一項に規定する者に対する分担金の全部又は一部に代えて、当該分担金に相当する部分の費用を負担することに同意した場合には、当該市町に対し当該費用を負担させることができる。

（分担金の額）

第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費用のうち、国から交付を受けた補助金の額（当該県営土地改良事業が公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第二条第二項第三号の公害防止事業に該当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第六条第一項の費用負担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該県営土地改良事業に係る部分の額を加えて得た額）を差し引いて得た額に、百分の五十を上限として、県営土地改良事業の種類に応じて規則で定める費用の割合を乗じて得た額とする。

2 分担金の額は、前条第一項に規定する者に係る土地の面積に応じて前項の分担金の総額を割り振つて得られた額とする。

（分担金等の徴収方法）

第四条 第二条第一項の規定により徴収する分担金、同条第二項に規定する分担金に相当する額の金銭及び同条第三項に規定する分担金に相当する部分の費用（第六条及び第八条において「分担金等」という。）は、原則として毎年度二回に分けて徴収し、又は負

担させるものとする。ただし、その者の申出があるときは、これを一時に徴収し、又は負担させることができる。

(特別徴収金の徴収)

第五条 県は、規則で定める県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第三条に規定する資格を有する者が、法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。以下この条において「工事完了の公告の日」という。）の属する年度の翌年度の初日を起算日として八年を経過しない間に、次の各号のいずれかに該当した場合には、その者から法第九十一条の二第一項に規定する特別徴収金を徴収する。

一 当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この条及び次条において「目的外用途」という。）に供するため、所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をしたとき。

二 当該土地を自ら目的外用途に供したとき（当該土地を目的外用途に供するため、所有権の移転等を受けて目的外用途に供したときを除く。）。

2 県は、前項の規定により特別徴収金を徴収されることとなる者が規則で定める県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する特別徴収金に代えて、当該土地改良区から当該特別徴収金に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 県は、県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業に限る。以下この項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から、工事完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日を起算日として八年を経過する日までの間に、法第九十一条の二第六項当該各号に掲げる行為をした場合には、その者から同項に規定する特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第六条 前条第一項及び第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、前条第一項及び第三項に規定する県営土地改良事業に要する費用のうち、第二条により徴収し、又は負担させる分担金等の額及び法第九十一条第六項の規定により市町に負担させる負担金の額を差し引いて得た額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額（農地の農地以外への転用が行われる場合において、その転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該額から、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

(特別徴収金等の徴収方法)

第七条 第五条第一項及び第三項の規定により徴収する特別徴収金並びに同条第二項に規定する特別徴収金に相当する額の金銭（次条において「特別徴収金等」という。）は、同条第一項各号又は法第九十一条の二第六項各号のいずれかに該当した日の属する年度において、その全額を徴収する。

(徴収猶予及び減免)

第八条 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金等及び特別徴収金等の徴収を猶予し、又は分担金等を減免することができる。

2 知事は、特別徴収金等の徴収に係る土地の面積が規則に定める面積を超えないときその他当該土地につき特別徴収金等を徴収しないことが相当であると認めるときは、特別徴収金等の徴収を免除することができる。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定により土地改良事業の計画を定めた旨を公告した県営土地改良事業について適用し、同日前に同項の規定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した県営土地改良事業については、なお従前の例による。

(三重県営畜産経営環境整備事業分担金徴収条例の一部改正)

3 三重県営畜産経営環境整備事業分担金徴収条例(昭和五十一年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「基盤整備事業」とは、次に掲げる事業で規則で定めるものをいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「基盤整備事業」とは、次に掲げる事業(三重県営土地改良事業等分担金徴収条例(昭和三十一年三重県条例第六十七号)第二条第一項第十三号に該当する事業を除く。)で規則で定めるものをいう。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>3 (略)</p> |

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---------------------|---|-----------------|
| 別表第二（第二条関係） | | 別表第二（第二条関係） | |
| 一～二十九の二（略） | （略） | 一～二十九の二（略） | （略） |
| 三十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 | 津市、松阪市、鈴鹿市、大台町及び大紀町 | 三十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 | 津市、松阪市、鈴鹿市及び大紀町 |
| イ 条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 | | イ 条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 | |
| ロ 条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 | | ロ 条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可 | |
| ハ 条例第六条第六項の規定による届出の受理 | | ハ 条例第六条第六項の規定による届出の受理 | |
| ニ 条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告 | | ニ 条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告 | |
| ホ 条例第十条第一項の規定による条件の付与 | | ホ 条例第十条第一項の規定による条件の付与 | |
| ヘ 条例第十条第三項の規定による許可 | | ヘ 条例第十条第三項の規定による許可 | |
| ト 条例第十一条の規定による報告の受理 | | ト 条例第十一条の規定による報告の受理 | |
| チ 条例第十二条第一項 | | チ 条例第十二条第一項 | |

の 規 定 に よ る 広 告 物 及
 び 掲 出 物 件 の 変 更 及 び
 改 造 の 許 可
 リ 条 例 第 十 二 条 第 二 項
 の 規 定 に よ る 条 件 の 付
 与
 ヌ 条 例 第 十 七 条 の 規 定
 に よ る 許 可 の 取 消 し
 ル 条 例 第 十 九 条 第 一 項
 の 規 定 に よ る 必 要 な 措
 置 の 命 令
 ヲ 条 例 第 十 九 条 第 二 項
 の 規 定 に よ る 必 要 な 措
 置 の 実 施
 ヲ 条 例 第 十 九 条 第 三 項
 の 規 定 に よ る 代 執 行 及
 び 費 用 の 徴 収
 カ 条 例 第 十 九 条 第 四 項
 の 規 定 に よ る 広 告 物 又
 は 掲 出 物 件 の 除 却
 ヱ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 一 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 保 管
 タ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 二 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 返 還
 又 は 公 示
 レ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 四 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 売 却
 等
 ソ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 六 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 廃 棄
 ツ 条 例 第 二 十 条 第 一 項
 の 規 定 に よ る 報 告 若 し
 く は 資 料 提 出 の 要 求 又
 は 立 入 検 査
 ネ 条 例 第 二 十 二 条 の 規

の 規 定 に よ る 広 告 物 及
 び 掲 出 物 件 の 変 更 及 び
 改 造 の 許 可
 リ 条 例 第 十 二 条 第 二 項
 の 規 定 に よ る 条 件 の 付
 与
 ヌ 条 例 第 十 七 条 の 規 定
 に よ る 許 可 の 取 消 し
 ル 条 例 第 十 九 条 第 一 項
 の 規 定 に よ る 必 要 な 措
 置 の 命 令
 ヲ 条 例 第 十 九 条 第 二 項
 の 規 定 に よ る 必 要 な 措
 置 の 実 施
 ヲ 条 例 第 十 九 条 第 三 項
 の 規 定 に よ る 代 執 行 及
 び 費 用 の 徴 収
 カ 条 例 第 十 九 条 第 四 項
 の 規 定 に よ る 広 告 物 又
 は 掲 出 物 件 の 除 却
 ヱ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 一 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 保 管
 タ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 二 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 返 還
 又 は 公 示
 レ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 四 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 売 却
 等
 ソ 条 例 第 十 九 条 の 二 第
 六 項 の 規 定 に よ る 広 告
 物 又 は 掲 出 物 件 の 廃 棄
 ツ 条 例 第 二 十 条 第 一 項
 の 規 定 に よ る 報 告 若 し
 く は 資 料 提 出 の 要 求 又
 は 立 入 検 査
 ネ 条 例 第 二 十 二 条 の 規

| | |
|---|---|
| <p>定による届出の受理</p> <p>ナ 条例第二十七条の規 定による指導、助言及 び勧告</p> <p>ラ 条例第二十七条の五 第二項の規定による指 導及び助言</p> <p>ム 条例第二十七条の六 第一項の規定による勧 告</p> <p>ウ 条例第二十七条の六 第二項の規定による勧 告</p> <p>エ 条例第二十七条の六 第三項の規定による公 表</p> <p>ノ 条例第二十七条の六 第四項の規定による意 見を述べる機会の付与</p> | <p>各市(津市、 松阪市及び 鈴鹿市を除 く。)、木 曾岬町、東 員町、菰野 町、朝日町、 川越町、多 気町、明和 町、玉城町、 度会町、南 伊勢町、紀 北町、御浜 町及び紀宝 町</p> |
| <p>三十一 三重県屋外広告物 条例(以下この項におい て「条例」という。)及 び同条例の施行のため の規則に基づく次に掲 げる事務</p> <p>イ 条例第十九条第四項 の規定による広告物又 は掲出物件の除却</p> <p>ロ 条例第十九条の二第 一項の規定による広告 物又は掲出物件の保管</p> <p>ハ 条例第十九条の二第 二項の規定による広告 物又は掲出物件の返還 又は公示</p> <p>ニ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却 等</p> | <p>各市(津市、 松阪市及び 鈴鹿市を除 く。)、木 曾岬町、東 員町、菰野 町、朝日町、 川越町、多 気町、明和 町、玉城町、 度会町、南 伊勢町、紀 北町、御浜 町及び紀宝 町</p> |

| | |
|---|---|
| <p>定による届出の受理</p> <p>ナ 条例第二十七条の規 定による指導、助言及 び勧告</p> <p>ラ 条例第二十七条の五 第二項の規定による指 導及び助言</p> <p>ム 条例第二十七条の六 第一項の規定による勧 告</p> <p>ウ 条例第二十七条の六 第二項の規定による勧 告</p> <p>エ 条例第二十七条の六 第三項の規定による公 表</p> <p>ノ 条例第二十七条の六 第四項の規定による意 見を述べる機会の付与</p> | <p>各市(津市、 松阪市及び 鈴鹿市を除 く。)、木 曾岬町、東 員町、菰野 町、朝日町、 川越町、多 気町、明和 町、玉城町、 度会町、南 伊勢町、紀 北町、御浜 町及び紀宝 町</p> |
| <p>三十一 三重県屋外広告物 条例(以下この項におい て「条例」という。)及 び同条例の施行のため の規則に基づく次に掲 げる事務</p> <p>イ 条例第十九条第四項 の規定による広告物又 は掲出物件の除却</p> <p>ロ 条例第十九条の二第 一項の規定による広告 物又は掲出物件の保管</p> <p>ハ 条例第十九条の二第 二項の規定による広告 物又は掲出物件の返還 又は公示</p> <p>ニ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却 等</p> | <p>各市(津市、 松阪市及び 鈴鹿市を除 く。)、木 曾岬町、東 員町、菰野 町、朝日町、 川越町、多 気町、明和 町、玉城町、 度会町、南 伊勢町、紀 北町、御浜 町及び紀宝 町</p> |

| | | | |
|---|-----|---|-----|
| ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄 へ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査（イに係るものに限る。） | | ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄 へ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査（イに係るものに限る。） | |
| 三十二〜三十六 (略) | (略) | 三十二〜三十六 (略) | (略) |

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表第二第三十号の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において大台町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、大台町長がした処分その他の行為又は大台町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十一号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|-------|--|-------|
| 別表第二（第二条関係） | | 別表第二（第二条関係） | |
| 区分 | 手数料の額 | 区分 | 手数料の額 |
| 一 検査 | (略) | 一 検査 | (略) |
| イ〜チ (略) | | | |
| リ その他の検査 | | 昭和三十年農林省告示第七百七十八号に基づいて算定した点数に十円を乗じて得た額 | |
| 二〜五 (略) | (略) | 二〜五 (略) | (略) |

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十二号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(病院の施設)</p> <p>第五条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、消毒施設及び洗濯施設（<u>法第十五条の三第二項</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）を有しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(病院の施設)</p> <p>第五条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、消毒施設及び洗濯施設（<u>法第十五条の二</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）を有しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 <u>百分の五十六</u></p> <p>二 副知事 <u>百分の三十七</u></p> <p>4～6 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 <u>百分の五十九</u></p> <p>二 副知事 <u>百分の三十九</u></p> <p>4～6 (略)</p> |

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 <u>百分の五十六</u></p> <p>二 副知事 <u>百分の三十七</u></p> <p>4～6 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額に知事又は副知事としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 <u>百分の五十九</u></p> <p>二 副知事 <u>百分の三十九</u></p> <p>4～6 (略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五 二 十二月 百分の百六十七・五</p> | <p>般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 百分の百五十七・五 二 十二月 百分の百七十七・五</p> |
|---|---|

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略) 二 十二月 百分の百七十七・五 2 (略)</p> | <p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略) 二 十二月 百分の百七十二・五 2 (略)</p> |

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲</p> | <p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲</p> |

| | |
|--|--|
| <p>げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百五十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十七・五</u></p> | <p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百七十二・五</u></p> |

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて</p> | <p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて</p> |

| | |
|---|---|
| <p>得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> | <p>得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百五十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百七十七・五</p> |
|---|---|

（識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正）

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十二月 百分の百七十七・五</p> | <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十二月 百分の百七十二・五</p> |

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十</p> | <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十</p> |

| | |
|--|--|
| <p>五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> | <p>五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百五十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百七十七・五</p> |
|--|--|

（公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正）

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十二月 百分の百七十七・五</p> <p>2 （略）</p> | <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十二月 百分の百七十二・五</p> <p>2 （略）</p> |

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗</p> | <p>（給料以外の給与）</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗</p> |

| | |
|--|--|
| <p>じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p> | <p>じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百五十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百七十七・五</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、平成三十年十二月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（職員の給料の月額及び勤勉手当の特例） 第七条（略） 2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、<u>「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」と、</u>職員の給与条例附則第二十二項中「百分の一・三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）」とあるのは「百分の一・二八六二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五八六二五）」と、<u>「百分の一・四二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七二五）」とあるのは「百分の一・三六一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・六六一二五）」と、「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百</u></p> | <p>（職員の給料の月額及び勤勉手当の特例） 第七条（略） 2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、<u>職員</u>の給与条例附則第二十二項中「百分の一・三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）」とあるのは「百分の一・二八六二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五八六二五）」と、「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、<u>公立学校職員</u>の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、<u>公立学校職員</u>の給与条例附則第十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百分の一・二八六二五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」とする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>十・七五)」と、公立学校職員の給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・七五」と、公立学校職員の給与条例附則第十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百分の一・二八六二五」と、「百分の一・四二五」とあるのは「百分の一・三六一二五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・七五」とする。</p> <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十五」とあるのは「百分の百六十・七五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百六十五・七五」とする。</p> | <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十五」とあるのは「百分の百六十・七五」とする。</p> |
|--|---|

第二条 知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(知事の給料の額の特例)</p> <p>第二条 特例期間においては、知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(知事の給料の額の特例)</p> <p>第二条 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事の給料</p> |

三号) 第一条の規定にかかわらず、同条の知事の月額から、その百分の二十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (略)

2 特例期間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十・一・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)」とあるのは「百分の八十八・二五(特定管理職員にあつては、百分の百八・二五)」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十・一・五」とあるのは「百分の八十八・二五」とする。

の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)第一条の規定にかかわらず、同条の知事の月額から、その百分の二十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (略)

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」とあるのは「百分の八十五・七五(特定管理職員にあつては、百分の百五・七五)」と、「百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」とあるのは「百分の九十・七五(特定管理職員にあつては、百分の百十・七五)」と、職員の給与条例附則第二十二項中「百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)」とあるのは「百分の一・二八六二五(特定管理職員にあつては、百分の一・五八六二五)」と、「百分の一・四二五(特定管理職員にあつては、百分の一・七二五)」とあるのは「百分の一・三六一二五(特定管理職員にあつては、百分の一・六六一二五)」と、「百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」とあるのは「百分の八十五・七五(特定管理職員にあつては、百分の百五・七五)」と、「百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」とあるのは「百分の九十・七五(特定管理職員にあつては、百分の百十・七五)」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、

| | |
|---|---|
| <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 特例期間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付職員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」とする。</p> | <p>「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・七五」と、公立学校職員の給与条例附則第十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百分の一・二八六二五」と、「百分の一・四二五」とあるのは「百分の一・三六一二五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・七五」とする。</p> <p>(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付職員条例第六条第三項中「百分の百六十五」とあるのは「百分の百六十・七五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百六十五・七五」とする。</p> |
|---|---|

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(地域手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 七級地 百分の三(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・六)</p> <p>3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、<u>四千四百円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては<u>一万千円</u>、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>七千四百円</u>)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第一項の勤務のうち常直的な宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、<u>一万二千円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> | <p>(地域手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 七級地 百分の三(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・五)</p> <p>3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、<u>四千二百円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては<u>一万円</u>、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>七千二百円</u>)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。</p> <p>3 第一項の勤務のうち常直的な宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、<u>一万一千円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4 (略) (初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千八百円</p> <p>二 (略)</p> | <p>4 (略) (初任給調整手当)</p> <p>第十七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千四百円</p> <p>二 (略)</p> |
| <p>2・3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては、百分の九十(特定管理</p> | <p>2・3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を</p> |

| | |
|--|---|
| <p>職員にあつては、百分の百十) 十二月に支給する場合には百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五) 十二月に支給する場合には百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額</p> | <p>乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p> <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額</p> |
| <p>3・4 (略)</p> | <p>3・4 (略)</p> |
| <p>5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十一条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十二條第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第二十二條第一項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> | <p>5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十一条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十二條第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>1) 21 (略)</p> | <p>1) 21 (略)</p> |
| <p>22 附則第十九項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十九項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、六月に支給する場合には百分の一・</p> | <p>22 附則第十九項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十九項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五(特定管理職員にあつては、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、六月に支給する場合においては百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）、十二月に支給する場合においては百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>23 ～ 26 （略）</p> | <p>百分の一・六五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>23 ～ 26 （略）</p> |
|---|---|

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（期末手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百三十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 ～ 四 （略）</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用に</p> | <p>（期末手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百一・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 ～ 四 （略）</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用に</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ついては、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十」とする。</p> | <p>ついては、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十一・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の七十七・五」とする。</p> |
| <p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> | <p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> |
| <p>5 ～ 7 (略) (勤勉手当)</p> | <p>5 ～ 7 (略) (勤勉手当)</p> |
| <p>第二十二条 (略)</p> | <p>第二十二条 (略)</p> |
| <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> | <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> |
| <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額</p> | <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)、十二月に支給する場合においては百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> |
| <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> | <p>二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の九十五、十二</p> |

| | |
|--|--|
| <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> | <p>月に支給する場合においては百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）、十二月に支給する場合においては百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> |
|--|--|

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p> | <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> |

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十一」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> | <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十一」とする。</p> |

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で</p> | <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で</p> |

| | |
|--|--|
| <p>指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p> | <p>指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> |
|--|--|

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十</p> | <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十</p> |

| | |
|--|---|
| <p>一条第二項の規定の適用については、給与 条例第三条第一項中「この条例」とあるの は「この条例及び一般職の任期付職員の採 用等に関する条例（平成十四年三重県条例 第六十一号）第四条の規定」と、給与条例 第十七条の二第一項中「人事委員会規則で 指定する職を占める職員」とあるのは「人 事委員会規則で指定する職を占める職員 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第二条第一項の規定により任期を 定めて採用された職員」と、給与条例第二 十一条第二項中「百分の百三十三」とあるの は「百分の百六十七・五」とする。</p> | <p>一条第二項の規定の適用については、給与 条例第三条第一項中「この条例」とあるの は「この条例及び一般職の任期付職員の採 用等に関する条例（平成十四年三重県条例 第六十一号）第四条の規定」と、給与条例 第十七条の二第一項中「人事委員会規則で 指定する職を占める職員」とあるのは「人 事委員会規則で指定する職を占める職員 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第二条第一項の規定により任期を 定めて採用された職員」と、給与条例第二 十一条第二項中「百分の百二十二・五」と あるのは「百分の百六十五」と、「百分の 百三十七・五」とあるのは「百分の百七十 一」とする。</p> |
| <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与 条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二條の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例（平成十四年三重 県条例第六十一号）第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二條の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例第二条第一項の規定により任期を定め て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三條第二項中「百分の百三十三」とあ るのは「百分の百六十七・五」とする。</p> | <p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与 条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二條の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例（平成十四年三重 県条例第六十一号）第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二條の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例第二条第一項の規定により任期を定め て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三條第二項中「百分の百二十二・五」 とあるのは「百分の百六十五」と、「百分 の百三十七・五」とあるのは「百分の百七 十一」とする。</p> |

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号）を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|------|----------------|----|--------------|------|----------------|---|--------------|------|----------------|----|
| <p>附 則</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第十九項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。</p> <p>5 ～ 13 (略)</p> | <p>附 則</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第十九項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">平成三十一年四月一日から</td> <td style="width: 30%;">百分の七</td> </tr> <tr> <td>平成三十二年三月三十一日まで</td> <td>十五</td> </tr> <tr> <td>平成三十二年四月一日から</td> <td>百分の五</td> </tr> <tr> <td>平成三十三年三月三十一日まで</td> <td>十</td> </tr> <tr> <td>平成三十三年四月一日から</td> <td>百分の一</td> </tr> <tr> <td>平成三十四年三月三十一日まで</td> <td>十五</td> </tr> </table> <p>5 ～ 13 (略)</p> | 平成三十一年四月一日から | 百分の七 | 平成三十二年三月三十一日まで | 十五 | 平成三十二年四月一日から | 百分の五 | 平成三十三年三月三十一日まで | 十 | 平成三十三年四月一日から | 百分の一 | 平成三十四年三月三十一日まで | 十五 |
| 平成三十一年四月一日から | 百分の七 | | | | | | | | | | | | |
| 平成三十二年三月三十一日まで | 十五 | | | | | | | | | | | | |
| 平成三十二年四月一日から | 百分の五 | | | | | | | | | | | | |
| 平成三十三年三月三十一日まで | 十 | | | | | | | | | | | | |
| 平成三十三年四月一日から | 百分の一 | | | | | | | | | | | | |
| 平成三十四年三月三十一日まで | 十五 | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(第二十二條第二項及び附則第二十二項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用し、第一条の規定(第二十二條第二項及び附則第二十二項の改正規定に限る。)による改正後の職員の給

与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定(以下この項においてこれらを「新条例の規定」という。)を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布
 します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十六号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次の
 ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (地域手当) 第十五条の二 (略) 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職 手当の月額及び扶養手当の月額の合計額 に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 一 六 (略) 七 七級地 百分の三(規則で定める地域 及び学校にあつては、百分の四・六) 3 (略) (宿日直手当) 第二十二条 (略) 2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ き、 <u>四千四百円</u> (規則で定める特殊な業務 を主として行う宿日直勤務にあつては、 <u>六 千円</u>)を超えない範囲内において規則で 定める。ただし、執務が行われる時間が執 務が通常行われる日の執務時間の二分の 一に相当する時間である日で規則で定め るものに割り振られた勤務時間に引き続 いて行われる場合(夜間に授業を行う学校 にあつては、これに準じて規則で定める場 合)にあつては、その額は、 <u>六千六百元</u> (規 則で定める特殊な業務を主として行う宿 日直勤務にあつては、 <u>九千五百円</u>)を超 えない範囲内で規則で定める額とする。 | (地域手当) 第十五条の二 (略) 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職 手当の月額及び扶養手当の月額の合計額 に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 一 六 (略) 七 七級地 百分の三(規則で定める地域 及び学校にあつては、百分の四・五) 3 (略) (宿日直手当) 第二十二条 (略) 2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ き、 <u>四千二百円</u> (規則で定める特殊な業務 を主として行う宿日直勤務にあつては、 <u>五 千九百元</u>)を超えない範囲内において規則 で定める。ただし、執務が行われる時間が 執務が通常行われる日の執務時間の二分 の一に相当する時間である日で規則で定 めるものに割り振られた勤務時間に引き 続いて行われる場合(夜間に授業を行う学 校にあつては、これに準じて規則で定める 場合)にあつては、その額は、 <u>六千三百円</u> (規則で定める特殊な業務を主として行 う宿日直勤務にあつては、 <u>八千八百五十 円</u>)を超えない範囲内で規則で定める額と |

3 (略)
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合においては百分の四十七・五を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第二十四条第一項に規定

する。

3 (略)
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。

| | |
|---|---|
| <p>する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。」と読み替えるものとする。</p> | <p>以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>附 則 1 ～ 14 (略)</p> | <p>附 則 1 ～ 14 (略)</p> |
| <p>15 附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、六月に支給する場合においては百分の一・三五、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> | <p>15 附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> |
| <p>16 ～ 18 (略)</p> | <p>16 ～ 18 (略)</p> |

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(期末手当) 第二十三条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 ～ 四 (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> | <p>(期末手当) 第二十三条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 ～ 四 (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4 ～ 6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> | <p>とする。</p> <p>4 ～ 6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合においては百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ～ 5 (略)</p> |
|---|--|

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年三重県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| <p>1・2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> | <p>1・2 (略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> |

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

4 5 10 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定を除く。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用し、第一条の規定（第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定に限る。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項において

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

| | |
|--------------|------|
| 平成三十一年四月一日から | 百分の七 |
| 平成三十二年三月三十一日 | 十五 |
| まで | |
| 平成三十二年四月一日から | 百分の五 |
| 平成三十三年三月三十一日 | 十 |
| まで | |
| 平成三十三年四月一日から | 百分の一 |
| 平成三十四年三月三十一日 | 十五 |
| まで | |

4 5 10 (略)

「新条例」という。)の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十七号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、実費額により支給する。</p> | <p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、<u>旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>4 <u>公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。</u></p> <p>5 <u>公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。</u></p> <p>6 <u>公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額</u></p> |

| | |
|---|---|
| | <p>を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出發となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。） 千円</p> <p>二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 千円</p> <p>三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出發かつ夜間の帰着となる旅行 二千円</p> <p>8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千円</p> <p>二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千円</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円</p> |
| <p>4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーの運賃若しくは料金の額とする。</p> | <p>9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。</p> |
| <p>5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。） 一万五千五百円</p> | <p>10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。</p> <p>一 宿泊料 一万六千五百円</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円</p> | <p>二 食卓料 三千三百円</p> |
| <p>6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。</p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p> | <p>11 同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。</p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p> |

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

規 則

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十五号

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則（昭和三十三年三重県規則第六十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例（平成三十年三重県条例第七十九号。以下「条例」という。）第九条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第三条第一項の規則で定める費用の割合）

第二条 条例第三条第一項の規則で定める費用の割合は、別表第一の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

（分担金等の決定通知）

第三条 知事は、条例第三条第二項に規定する分担金の額を定めたときは、県営土地改良事業分担金等決定通知書（第一号様式）により、条例第二条第一項又は第二項若しくは第三項に規定する者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する分担金の額を変更したときは、県営土地改良事業分担金等変更通知書（第二号様式）により、前項の規定による通知を受けた者に通知するものとする。

（分担金等の納入）

第四条 前条の規定による通知を受けた者は、毎年度九月末日及び三月末日（知事が別に指定した場合は、その指定した日）までに、納入通知書により分担金等を納入しなければならない。

（分担金等の一時支払の申出）

第五条 条例第四条ただし書の規定による申出をしようとする者は、県営土地改良事業分担金等一時支払申出書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。

（分担金等の精算）

第六条 第四条の規定により徴収する分担金等は、各事業年度の経過後遅滞なく精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、若しくは次年度に充当し、又は追徴するものとする。

（条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業）

第七条 条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 ほ場整備事業
- 二 かんがい排水事業
- 三 たん水防除事業

（特別徴収金等の決定通知）

第八条 知事は、条例第六条に規定する特別徴収金の額を定めたときは、県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書（第四号様式）により、条例第五条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する者に通知するものとする。

（特別徴収金等の納入）

第九条 前条の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに納入通知書により特別徴収金等を納入しなければならない。

（徴収猶予及び減免）

第十条 条例第八条第一項により分担金等又は特別徴収金等の徴収の猶予を受けようとする者は、県営土地改良事業徴収猶予申請書（第五号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第八条第一項により分担金等の減免を受けようとする者は、県営土地改良事業分担金等減免申請書（第六号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（条例第八条第二項の規則で定める面積）

第十一条 条例第八条第二項の規則で定める面積は、別表第二の上欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる面積とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行前に、改正前の三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第一 (第二条関係)

| 種類 | 割合 |
|------------------------------|----------|
| かんがい排水事業 | 百分の五十以内 |
| ほ場整備事業 | 百分の四十五以内 |
| 畑地帯総合農地整備事業 | 百分の五十以内 |
| 土地改良施設保全対策事業 | 百分の五十以内 |
| 国営造成施設管理事業 | 百分の三十四以内 |
| ため池等整備事業 | 百分の五十以内 |
| 防災ダム事業 | 百分の五十以内 |
| たん水防除事業 | 百分の三十以内 |
| 農業用施設アスベスト対策事業 | 百分の三十以内 |
| 公害防除特別土地改良事業 | 百分の五十以内 |
| 地盤況下対策事業 | 百分の三十二以内 |
| 災害復旧事業 | 百分の五十以内 |
| 災害復旧関連事業 | 百分の五十以内 |
| 農道整備事業 | 百分の五十以内 |
| 農村振興総合整備事業 (農業生産基盤整備事業に限る。) | 百分の五十以内 |
| 中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤整備事業に限る。) | 百分の五十以内 |

別表第二 (第十一条関係)

| 事業名 | 面積 |
|----------|--|
| ほ場整備事業 | 十アール |
| かんがい排水事業 | 当該事業の施行地域内における当該事業によって利益を受ける土地全体の面積の十分の一 (当該事業によつて利益を受ける土地全体の面積が百ヘクタールを超えるものにあつては十ヘクタール) |
| たん水防除事業 | |

第1号様式（第3条関係）

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年度県営土地改良事業の分担金等の額を次のとおり決定したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|----|
| 1 | 事業名 | | 事業 |
| 2 | 地区・路線等名称 | | 地区 |
| 3 | 事業費 | 金 | 円 |
| 4 | 分担金等 | 金 | 円 |

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第2号様式（第3条関係）

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等変更通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年 月 日第 号で通知しました 年度県営土地改良事業の分担金等の額を次のとおり変更したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

| | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 事業名 | 事業 |
| 2 | 地区・路線等名称 | 地区 |
| 3 | 事業費 | |
| | 変更前決定額 | 金 円 |
| | 変更決定額 | 金 円 |
| | 増減額 | 金 円増（減） |
| 4 | 分担金等 | |
| | 変更前決定額 | 金 円 |
| | 変更決定額 | 金 円 |
| | 増減額 | 金 円増（減） |

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます（なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第3号様式（第5条関係）

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等一時支払申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知がありました 年度県営土地改良事業の分担金等の納入について、次の理由により一時支払したいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第5条の規定により、申し出ます。

記

- 1 事業名 事業
- 2 地区・路線等名称 地区
- 3 分担金等 金 円
- 4 一時支払をしようとする期日及び理由

[

(規格A4)

第4号様式（第8条関係）

事務所 経由

県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

年度県営土地改良事業の特別徴収金等を次のとおり決定したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 事業名 | 事業 |
| 2 | 地区・路線等名称 | 地区 |
| 3 | 徴収の対象となる行為を行った者の住所及び氏名 | |
| 4 | 徴収の対象となる土地の住所及び面積 | |
| 5 | 特別徴収金等 | 金 円 |
| 6 | 徴収理由 | |

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(規格A4)

第 5 号様式 (第 10 条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業徴収猶予申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知のありました 年度県営土地改良事業分担金等・特別徴収金等の納入について、次の理由により徴収猶予を受けたいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 事業名 事業

2 地区・路線等名称 地区

3 分担金等・特別徴収金等 金 円

4 徴収猶予を受けようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで

5 徴収猶予を受けようとする理由

[]

(規格 A4)

第 6 号様式 (第 10 条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等減免申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知がありました 年度県営土地改良事業分担金等の納入について、次の理由により減免を受けたいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 事業名 事業
- 2 地区・路線等名称 地区
- 3 分担金等 金 円
- 4 減免を受けようとする金額 金 円
- 5 減免を受けようとする理由



(規格 A4)

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 3 regarding the amount of the night duty allowance (宿日直手当) for various duty hours.

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七十九（職員の宿日直手当に関する規則）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則
第一条 三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 1 regarding the final payment (期末手当) and diligence allowance (勤勉手当).

| | |
|--|---|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十</u></p> <p>二 再任用職員 <u>百分の九十五</u></p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u></p> <p>二 再任用職員 <u>百分の八十五</u></p> |
|--|---|

第二条 三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u></p> <p>二 再任用職員 <u>百分の九十</u></p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十</u></p> <p>二 再任用職員 <u>百分の九十五</u></p> |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 第一条による改正後の三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-----------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 別表（第六条関係） | | | | 別表（第六条関係） | | | |
| 職員の区分 | 第2条第1項に掲げる職を占める職員 | (イ) 採用 | (ロ) (イ) | 職員の区分 | 第2条第1項に掲げる職を占める職員 | (イ) 採用 | (ロ) (イ) |
| | | による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職を占める職員 | の職員以外の職員 | | | による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職を占める職員 | の職員以外の職員 |
| 期間の区分 | | | 第2条第2項に掲げる職を占める職員 | 期間の区分 | | | 第2条第2項に掲げる職を占める職員 |
| 1年未満 | <u>368,800円</u> | <u>308,600円</u> | 30,000円 | 1年未満 | <u>368,400円</u> | <u>308,300円</u> | 30,000円 |
| 1年以上2年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 30,000 | 1年以上2年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 30,000 |
| 2年以上3年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 30,000 | 2年以上3年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 30,000 |
| 3年以上4年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 27,000 | 3年以上4年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 27,000 |

| | | | |
|------------|----------------|----------------|--------|
| 4年以上5年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 24,000 |
| 5年以上6年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 21,000 |
| 6年以上7年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 18,000 |
| 7年以上8年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 15,000 |
| 8年以上9年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 12,000 |
| 9年以上10年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 9,000 |
| 10年以上11年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 6,000 |
| 11年以上12年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | 3,000 |
| 12年以上13年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | |
| 13年以上14年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | |
| 14年以上15年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | |
| 15年以上16年未満 | <u>368,800</u> | <u>308,600</u> | |
| 16年以上17年未満 | <u>364,800</u> | <u>305,300</u> | |
| 17年以上18年未満 | <u>360,800</u> | <u>302,000</u> | |
| 18年以上19年未満 | <u>356,800</u> | <u>298,700</u> | |
| 19年以上20年未満 | <u>352,800</u> | <u>295,400</u> | |
| 20年以上21年未満 | <u>348,800</u> | <u>292,100</u> | |
| 21年以上22年未満 | <u>331,900</u> | <u>278,300</u> | |
| 22年以上23年未満 | <u>314,700</u> | <u>264,300</u> | |
| 23年以上24年未満 | <u>298,000</u> | <u>250,800</u> | |
| 24年以上25年未満 | <u>281,100</u> | <u>236,900</u> | |
| 25年以上26年未満 | <u>264,200</u> | <u>223,200</u> | |
| 26年以上27年未満 | <u>243,400</u> | <u>205,600</u> | |
| 27年以上28年未満 | <u>223,000</u> | <u>188,500</u> | |

| | | | |
|------------|----------------|----------------|--------|
| 4年以上5年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 24,000 |
| 5年以上6年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 21,000 |
| 6年以上7年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 18,000 |
| 7年以上8年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 15,000 |
| 8年以上9年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 12,000 |
| 9年以上10年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 9,000 |
| 10年以上11年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 6,000 |
| 11年以上12年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | 3,000 |
| 12年以上13年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | |
| 13年以上14年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | |
| 14年以上15年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | |
| 15年以上16年未満 | <u>368,400</u> | <u>308,300</u> | |
| 16年以上17年未満 | <u>364,400</u> | <u>305,000</u> | |
| 17年以上18年未満 | <u>360,400</u> | <u>301,700</u> | |
| 18年以上19年未満 | <u>356,400</u> | <u>298,400</u> | |
| 19年以上20年未満 | <u>352,400</u> | <u>295,100</u> | |
| 20年以上21年未満 | <u>348,400</u> | <u>291,800</u> | |
| 21年以上22年未満 | <u>331,500</u> | <u>278,000</u> | |
| 22年以上23年未満 | <u>314,300</u> | <u>264,000</u> | |
| 23年以上24年未満 | <u>297,600</u> | <u>250,500</u> | |
| 24年以上25年未満 | <u>280,700</u> | <u>236,600</u> | |
| 25年以上26年未満 | <u>263,800</u> | <u>222,900</u> | |
| 26年以上27年未満 | <u>243,000</u> | <u>205,300</u> | |
| 27年以上28年未満 | <u>222,600</u> | <u>188,200</u> | |

| | | | | | | | |
|------------|---------|---------|--|------------|---------|---------|--|
| 28年以上29年未満 | 202,600 | 171,200 | | 28年以上29年未満 | 202,200 | 170,900 | |
| 29年以上30年未満 | 181,800 | 153,600 | | 29年以上30年未満 | 181,400 | 153,300 | |
| 30年以上31年未満 | 159,900 | 135,600 | | 30年以上31年未満 | 159,500 | 135,300 | |
| 31年以上32年未満 | 138,000 | 117,300 | | 31年以上32年未満 | 137,600 | 117,000 | |
| 32年以上33年未満 | 116,300 | 99,400 | | 32年以上33年未満 | 115,900 | 99,100 | |
| 33年以上34年未満 | 84,400 | 73,400 | | 33年以上34年未満 | 84,000 | 73,100 | |
| 34年以上35年未満 | 54,600 | 49,100 | | 34年以上35年未満 | 54,200 | 48,800 | |
| 備考 (略) | | | | 備考 (略) | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七一二七（初任給調整手当に関する規則）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人 事 委 規 則
教 育 委 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------------------------|--|-------------------------|--|
| 別表第五（第十三条関係） 宿日直手当額表 | | 別表第五（第十三条関係） 宿日直手当額表 | |
| 区 分 | 手 当 額 | 区 分 | 手 当 額 |
| 第十三条第一項 第一号の勤務 | 一 勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千二百円とする。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められ | 第十三条第一項 第一号の勤務 | 一 勤務一回につき四千二百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千二百円とする。 二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められ |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>第十三条第一項 第二号の勤務</p> | <p>一 勤務一回につき六千 百円とする。ただし、勤 務に従事した時間が五 時間未満の場合は、勤務 一回につき三千五十円 とする。</p> <p>二 前号の規定にかかわ らず、執務時間が午前八 時三十分から午後零時 三十分までと定められ ている日又はこれに相 当する日に正規の勤務 時間に引き続いて行わ れる宿直勤務は、一回に つき九千五百円とす る。</p> |
| <p>第十三条第一項 第二号の勤務</p> | <p>一 勤務一回につき五千 九百円とする。ただし、 勤務に従事した時間が 五時間未満の場合は、勤 務一回につき二千九百 五十円とする。</p> <p>二 前号の規定にかかわ らず、執務時間が午前八 時三十分から午後零時 三十分までと定められ ている日又はこれに相 当する日に正規の勤務 時間に引き続いて行わ れる宿直勤務は、一回に つき八千八百五十円と する。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 三重県人事委員会委員長 | 竹 | 川 | 博 | 子 |
| 三重県教育委員会教育長 | 廣 | 田 | 恵 | 子 |

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第六号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 ^{三重県人事委員会規則} ~~第二号~~ ^{三重県教育委員会規則} 第二号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分</p> |

| | |
|--|--|
| に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内 二 再任用職員 百分の九十五以内 | に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百八十以内 二 再任用職員 百分の八十五以内 |
|--|--|

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百八十五以内 二 再任用職員 百分の九十以内 | (勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内 二 再任用職員 百分の九十五以内 |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成三十年十一月一日から適用する。

議 会 訓 令

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布します。

平成 30 年 12 月 21 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

三重県議会訓令第1号

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成19年三重県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (旅費の計算方法) 第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、 <u>同項及び同条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u> | (旅費の計算方法) 第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、 <u>同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u> |

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書（会派分、議員分）（経費区分 費）

| | | | | |
|-------------|-----------|--------|-------|-----|
| 旅行者 氏名 | | | | (印) |
| 用務 | | | | |
| 日 及 行 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 | |
| 程 び 先 | 都・道・府・県 | (郡) | 市・町・村 | |
| | (行き先の名称) | | | |
| 支 出 内 訳 | 1 旅費 | | | 円 |
| | (運賃等1) | | | 円) |
| | (運賃等2) | | | 円) |
| | (運賃等3) | | | 円) |
| | (運賃等4) | | | 円) |
| | (運賃等5) | | | 円) |
| | (自家用車使用 | 円/km × | km = | 円) |
| | (宿泊費 | 円/泊 × | 泊 = | 円) |
| | (政務雑費 | | | 円) |
| | (加減額1 | | | 円) |
| | (加減額2 | | | 円) |
| | (加減額3 | | | 円) |
| | 2 付随する経費 | | | 円 |
| | (参加費、資料代等 | | | 円) |
| | (手土産代 | 円/箇所 × | 箇所 = | 円) |
| (その他1 (内容 | |) | 円) | |
| (その他2 (内容 | |) | 円) | |
| (その他3 (内容 | |) | 円) | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条の規定にかかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三重県条例第87号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号。以下この項において「旧条例」という。）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、旧条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第7項、第9項及び第11項並びに旧条例第8条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。
- 3 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき30円として計算するものとする。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程をここに公布します。
平成30年12月21日

三重県議会議長 前 田 剛 志

三重県議会訓令第2号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程（平成22年三重県議会訓令第7号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
